

令和2年5月11日

【新型コロナウイルス感染拡大防止対策について】

お取引関係様各位

平素は格別なお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

厚生労働省は5月8日、新たな相談の目安を公表し、37.5℃以上・4日以上表記を取りやめ、以下に変更になりました。これにより社内ルールを一部変更いたしました。**(変更点赤字表記)**

『新型コロナウイルス感染拡大防止策 - 社内ルール』

- 1. マスク着用について**
原則、就業期間中はマスク着用。また公共交通機関にて通勤するものは通勤時もマスクを着用すること。
手袋着用について
工場内勤務については常にゴム手袋、またはポリエチレン手袋を着用の上作業すること。
- 2. 検温について**
出勤前または出勤時に必ず検温し、所定のフォーマットに記録のうえ37℃以上の場合は職長に報告すること。
- 3. 手洗い、うがいについて**
入社時、または外出からの帰社時は必ず手洗い、うがいをする事。
その後アルコールにて手指の消毒をすること。また、内勤であっても都度の手洗い、うがいを心がけること。
- 4. 不要不急の大勢人の集まる場所への外出は控えること。**
- 5. 本人、または同居人が以下に該当する場合、職長への報告とともに出社を停止する。**
 - ・息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合**
 - ・高齢者など重症化しやすい人で発熱やせきなど比較的軽いかぜの症状がある場合**
 - ・重症化しやすい人でなくても、発熱やせきなど比較的軽いかぜの症状が続く場合**
- 6. 各店長は新型コロナウイルス感染関連の事象については即時社長に報告すること。**

株式会社い和多
代表取締役 岩田将東